第３部　後期基本計画

序章 後期基本計画の基本目標と施策体系

1　後期基本計画の基本目標

基本目標 1　保健・医療・福祉

絆で創る、健康長寿と町民総活躍のまちづくり

基本目標 2　社会基盤

生活基盤が整った、快適なまちづくり

基本目標 3　防災・減災

災害に強い、安心安全なまちづくり

基本目標 4　移住・定住

定住の希望を叶える、住みよいまちづくり

基本目標 5　産業・観光

農・漁・商工・観光が一体となる、産業全体が成長するまちづくり

基本目標 6　教育・スポーツ・文化

「ふるさと愛いっぱい」の人材（人財）が育つまちづくり

基本目標 7　住民協働・行財政

信頼と協働で創る、全員参加のまちづくり

２　後期基本計画の施策体系

基本目標	推進施策
１　保健・医療・福祉	１-１　健康増進活動の推進
	１-２　医療体制の充実
	１-３　結婚・出産・子育てへの支援の充実
	１-４　高齢者福祉の充実
	１-５　障がい者福祉の充実
	１-６　地域福祉の充実
２　社会基盤	２-１　生活環境の充実
	２-２　道路・河川の整備、交通環境の充実
	２-３　上・下水道の整備
	２-４　港湾・漁港機能の充実
３　防災・減災	３-１　消防・防災体制の充実
	３-２　交通安全・防犯体制の充実
４　移住・定住	４-１　住環境の充実
	４-２　Ｕ・Ｉ・Ｊターン移住促進
５　産業・観光	５-１　農業の振興
	５-２　水産業の振興
	５-３　観光・商工業の振興
６　教育・スポーツ・文化	６-１　学校教育の充実
	６-２　生涯学習・生涯スポーツの活性化
	６-３　伝統・文化の継承と発展
７　住民協働・行財政	７-１　人権尊重・男女共同参画社会の推進
	７-２　地域間交流・国際交流の推進
	７-３　協働のまちづくりの推進

3　後期基本計画と総合戦略の位置付け

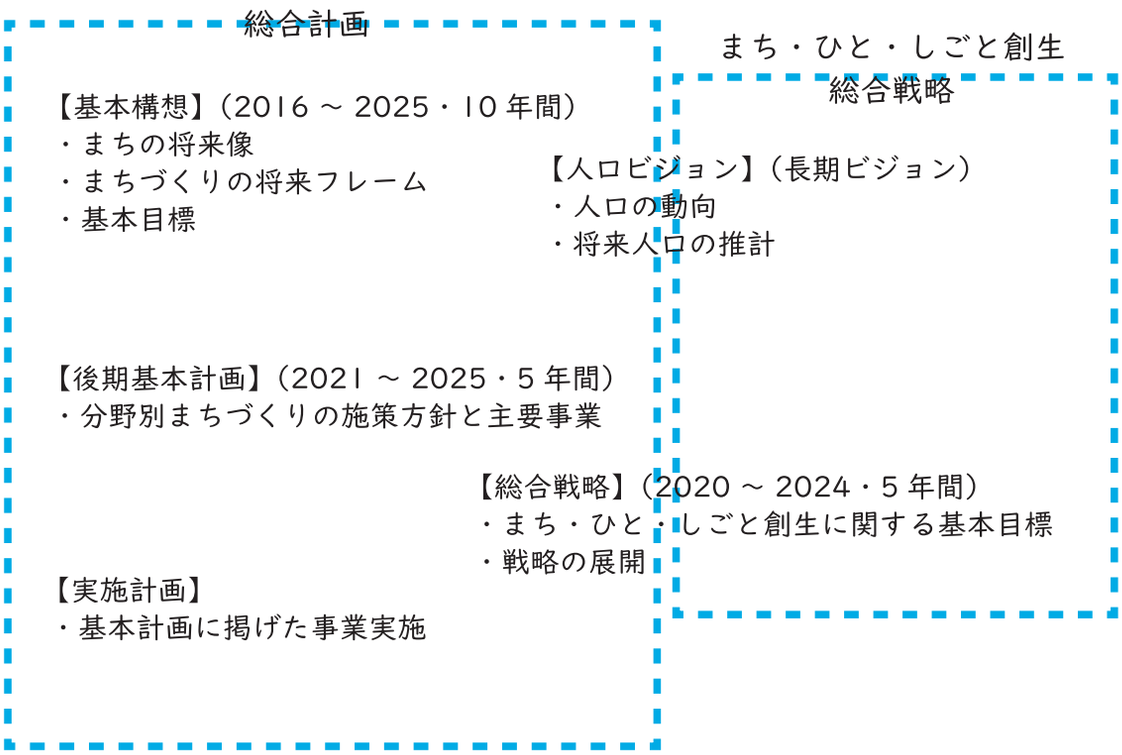

本町では、町政運営の中長期的なまちづくりの基本理念や基本目標を総合計画において定めています。総合計画の中で、基本構想、基本計画、実施計画を策定し、これを指針として総合的かつ計画的な施策の推進を図っています。

一方、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、「人口減少の克服と地域の活性化」を目的としたものとなります。人口減少に立ち向かい地域の活性化を図ることについては、総合計画と総合戦略は同一のものとなっています。

このようなことから、前期基本計画では、目指す姿、まちづくりの指標について掲げてきましたが、後期基本計画を策定するにあたって、総合戦略が前年度に策定されていることを踏まえ、総合計画と総合戦略の目指す方向性は同一のものであることから、一体的な計画の推進を図るものと位置付け、まちづくりの指標となる重要業績評価指標（KPI）を定めるとともに、計画の推進については総合戦略においてのみ記述することとします。

第１章 保健・医療・福祉

めざす姿

絆で創る、健康長寿と町民総活躍のまちづくり

SDGs

施策方針

保健・医療・福祉を推進する基盤として、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という従来の関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現へ向けた取り組みを進めていきます。

保健分野は、幅広い年齢層の町民が運動、食生活、社会参加活動のしやすい環境づくりとともに、健診（検診）を中心とする生活習慣病対策と高齢者中心の介護予防対策を地域と連携してより一層推進します。

子育て支援分野は、良好な保育環境と幼児教育の充実を図り、さらに教育の充実による健やかな児童・生徒の育成を目指し、地域の協力も得ながら、若い世代が望む結婚、出産、子育ての希望を叶える環境の一層の向上を推進します。

福祉分野は、年齢、病気、障がい、経済状況などにかかわらず、誰もが生きがいを持ち、安心して幸せな生活を送るために必要となる施設の整備や、支援事業の実施など、地域包括ケアシステムの充実・強化を図ります。

推進施策と主要事業

推進施策		主要事業	
1-1	健康増進活動の推進	1-1-1	健康の自己管理意識の向上
		1-1-2	生涯にわたる保健事業の実施
		1-1-3	健康増進への地域資源の活用
1-2	医療体制の充実	1-2-1	地域医療の充実
		1-2-2	高度・救急医療の連携強化
		1-2-3	小児医療の充実
1-3	結婚・出産・子育てへの支援の充実	1-3-1	ニーズの高い保育サービスの実施
		1-3-2	子育てへの経済支援
		1-3-3	保育環境の適正化
		1-3-4	放課後児童の居場所づくり
		1-3-5	地域における子育てへの応援
		1-3-6	児童虐待防止の推進
		1-3-7	結婚・出産支援の推進
1-4	高齢者福祉の充実	1-4-1	介護予防・在宅介護支援事業の充実
		1-4-2	リハビリテーションの充実
		1-4-3	高齢者との交流機会の充実
		1-4-4	介護保険サービスの適切な供給
		1-4-5	敬老意識の向上
		1-4-6	生涯現役のまちづくりの推進
1-5	障がい者福祉の充実	1-5-1	計画的な障がい者支援の実施
		1-5-2	障がい者サービスの基盤構築
		1-5-3	障がい者の自立生活への支援
		1-5-4	障がい者・介助者の活動への支援
		1-5-5	障がい者への経済支援
1-6	地域福祉の充実	1-6-1	包括的な地域支援の充実
		1-6-2	地域福祉活動の活性化
		1-6-3	低所得者への支援
		1-6-4	国民健康保険・国民年金の円滑な運営

施策 1-1　健康増進活動の推進

【現状・課題】

○生活習慣病予防が健康に関する重要課題であることから、若いうちからの栄養バランスのとれた食生活などの普及を図ります。また、高齢者世帯の増加を踏まえて、毎日の食事を楽しむことや口腔ケアの定着をめざします。

○保健推進員制度は、健康づくりを町民と共に推進していくうえで非常に大切な制度ですが、高齢化や地区の事情等で設置の困難な地区が出ています。

○食生活改善推進協議会についても、会員の高齢化などの影響により、当会の活動も厳しくなっています。

【主要事業】

	事業名	事業の主な内容・効果	担当部署
1-1-1　健康の自己管理意識の向上			
継続	母子健康手帳の交付	母子保健事業や健康づくりへの理解を深め、自己の継続的な健康管理に役立つ。	保健福祉課 中央保健センター
	健康手帳の交付 （保健事業対象者）	自身の継続的な健康管理に役立つ。	
1-1-2　生涯にわたる保健事業の実施			
継続	健康増進計画の改定	町民主体の健康づくりを地域ぐるみで推進する体制強化を図る。	保健福祉課 中央保健センター
	食育推進計画の改定	食に関する意識を高め、生涯にわたる、食育を推進する。	
	妊婦・乳幼児健康診査	疾病や異常の早期発見、育児不安の軽減、療育等必要なサービスの利用につなげる。	
	妊産婦、乳幼児訪問指導	保護者の育児不安の軽減、正しい情報の普及、必要な保健福祉サービスの利用促進を図る。	
	乳児相談	保護者の育児に関する正しい知識の習得と仲間づくりにつなげる。	
	母子健康教育	幼児、児童、保護者が健康づくりや育児に関する正しい知識を習得する。	
	予防接種	乳幼児から高齢者まで伝染の恐れがある疾病の発生・まん延の予防、公衆衛生の向上・増進を図る。	
	老成人健康相談	身近な場での健康相談を活用し、セルフケアの推進とサービス向上につなげる。	
	老成人訪問指導	個々の生活を踏まえた支援を通し、セルフケアの向上を図る。	
	老成人健康教育	生活習慣病等に関する正しい知識を普及し、セルフケア能力の向上、健康づくりの輪を広げる。	
	歯科検診・歯科保健指導	口腔内の健康づくり（セルフケア）を推進し、生涯を通した口腔機能の向上につなげる。	
	保健推進員制度	セルフケア意識・能力が向上し、ともに健康なまちづくりを推進する町民が増える。	
	老成人健康診査	地域の健康課題の把握、疾病の早期発見、早期治療、セルフケアの推進につなげる。	保健福祉課 中央保健センター 町民課 医療対策室
1-1-3　健康増進への地域資源の活用			
継続	伊方町食生活改善推進協議会の育成	地区の組織的な活動により、食生活改善を中心とする健康づくりにつなげる。	保健福祉課 中央保健センター

施策 1-2　医療体制の充実

【現状・課題】

○少子高齢化の進展等で患者数が減少しており、既存の医療提供体制について検討する必要があります。診療所間で連携することで在宅医療などの積極的な推進を図り、患者ニーズに対応した医療の提供及び診療所経営の安定化を図ります。

○町内診療所において現在、常勤医師の退職による後任医師の確保が困難な状況となっています。愛媛大学医学部との連携を図ることで、安定的な医師の確保と身近な診療所での質の高い安心・安全な医療の提供に努めます。

○町民アンケート調査では、「医療体制の充実」が今後のまちづくりの最重要施策に挙げられています。

【主要事業】

事業名		事業の主な内容・効果	担当部署
1-2-1　地域医療の充実			
継続	病診連携の強化	診療所相互の連携、病院と診療所（病診）との連携強化により、小児医療、在宅医療、予防・リハビリテーションの充実を図る。	町民課 医療対策室
	国保直営診療所管理運営事業	無医地区をつくらず、町民の健康維持と地域医療の充実を図る。	
	国保直営診療所医療機器等整備事業	地域医療を支える診療所の医療機器等の整備・充実により、高度で良質な医療サービスを提供する。	
新規	地域医療共同教育研究・診療事業	愛媛大学医学部と連携することにより、診療支援による安定的な医師確保が可能となり、質の高い、安心安全な医療提供を図ることができる。	
1-2-2　高度・救急医療の連携強化			
継続	一次救急休日・夜間診療所事業	休日や夜間の一次救急（比較的軽症で入院治療を要さないもの）の確保により、暮らしの安心感の向上を図る。	町民課 医療対策室
	病院群輪番制運営委託事業	休日や夜間の二次救急（入院治療を要するもの）の確保により、暮らしの安心感の向上を図る。	
1-2-3　小児医療の充実			
継続	小児在宅当番医運営事業	休日に小児患者の一次救急（比較的軽症で入院治療を要さないもの）の確保により、子育て世代の安心感の向上を図る。	町民課 医療対策室

施策 1-3　結婚・出産・子育てへの支援の充実

【現状・課題】

○少子化が進む中、町内で、子どもを産み、安心して育てていける環境づくりのための子育て支援の充実が求められています。

○子どもの貧困問題として、教育の平等、子どもの健全な成長を地域で支えるため、ひとり親世帯などでの経済的な負の連鎖を断ち切る支援が求められています。

○児童虐待防止については、専門的知識を有する職員が少ない状況です。様々なケースに対応するため、定期的な研修が必要です。

【主要事業】

事業名		事業の主な内容・効果	担当部署
1-3-1　ニーズの高い保育サービスの実施			
継続	一時預かり事業（余裕活用型）	保護者の育児負担軽減と幼児の健全育成を図る。	保健福祉課 こども政策室
	子育てサポート事業（ともしび母親クラブ）	保育所における子育て支援を実施し、保護者自身が育児の喜び、楽しさを感じとり、幼児・児童の健全育成を図る。	
1-3-2　子育てへの経済支援			
継続	児童手当支給事業（国事業）	児童を養育している家庭の生活安定と次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資する。	保健福祉課 こども政策室
	子ども医療費助成事業の拡充	子どもの医療費助成拡大により経済的負担の軽減になり、出生率増加につなげる。	
	子育て応援事業	第１子出生後に地域商品券５万円分を交付することにより子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、安心して子どもを育てられる環境の整備を図る。	
	愛顔の子育て応援事業	第２子以降出生後におむつ券５万円分を交付することにより子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、安心して子どもを育てられる環境の整備を図る。	
	保育所利用者負担の軽減	３歳以上の主食費の免除や３歳未満の保育料を大幅に軽減することにより子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、安心して子どもを育てられる環境の整備を図る。	
	出産祝い金支給事業	第３子以降の出産費用と、育児に係る負担軽減を図る。	保健福祉課 中央保健センター
1-3-3　保育環境の適正化			
継続	適切な環境整備（施設の維持管理）	保育所の保育環境の維持管理を行うことにより、安全安心な保育を提供する。	保健福祉課 こども政策室
1-3-4　放課後児童の居場所づくり			
継続	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	就労等のために日中家庭に保護者がいない世帯の小学生の仲間づくりと健全育成を図る。	保健福祉課 こども政策室

事業名		事業の主な内容・効果	担当部署
Ⅰ-3-5　地域における子育てへの応援			
継続	子育て総合支援事業	安心して子育てのできる環境の PR や整備を実施し、子育ての不安解消と移住・定住の促進を図る。	保健福祉課 こども政策室
	地域子育て支援拠点事業	保育所入所前の乳幼児と保護者を対象に身近な場所で実施し、保護者の育児不安の軽減と仲間づくり、虐待の防止につなげる。	
	保護者会活動活性化の推進	幼児教育に関する研修や保護者が参加する保育所行事の充実を図る。	
	乳児家庭全戸訪問事業	生後４か月までの乳児のいる家庭を訪問し、乳児の健全な育成環境の確保と、親の孤独感や不安感を解消、児童虐待の防止・早期発見につなげる。	保健福祉課 こども政策室 中央保健センター
	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、親の孤独感や不安感を解消し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る。	
Ⅰ-3-6　児童虐待防止の推進			
継続	児童虐待防止ネットワーク事業	児童相談所、主任児童委員、教職員、役場職員、地域の協力員等との意見交換等を実施し、児童虐待の未然防止を図る。	保健福祉課 こども政策室
Ⅰ-3-7　結婚・出産支援の推進			
継続	結婚支援事業	結婚した方に対して祝い金を支給する他、結婚を望む未婚の男女へ出会いの機会を提供することにより未婚化・晩婚化の解消を図る。	保健福祉課 こども政策室
	不妊治療費支援事業	治療費用の一部補助により経済的負担の軽減になり、出生率増加につなげる。	保健福祉課 中央保健センター

施策 1-4　高齢者福祉の充実

【現状・課題】

〇高齢化が進み、限界集落もみられる本町では、健康を維持し、生きがいを持って、誰もが安心して地域で暮らしていけるまちづくりのために、高齢者とその家族に対する負担軽減や心のケア、高齢者が地域で活躍する地域社会づくりの支援や、高齢者の健康寿命を延伸するための各種政策の実施、独居高齢者の引きこもりや 8050 問題の複合的な課題への支援体制が求められています。

【主要事業】

事業名		事業の主な内容・効果	担当部署
1-4-1　介護予防・在宅介護支援事業の充実			
継続	介護予防事業	身近な場所で心身機能の維持向上を図り、新たな要介護認定者及び中・重度へ悪化する要介護高齢者数を抑制する。	保健福祉課 長寿介護室 中央保健センター
	生活管理指導員（ホームヘルパー）派遣事業	地域支援事業と調整し、日常生活を指導･支援し、要介護状態への進行を予防する。	保健福祉課 長寿介護室
	生きがい活動支援通所事業（デイサービス）	地域支援事業と調整し、孤立感の解消、自立生活の助長、要介護状態への進行を予防する。	
	在宅寝たきり老人等介護手当支給事業	経済的負担の軽減により、在宅要介護者の生活の質の向上を図る。	
	家族介護用品支給事業	介護用品の支給により、在宅要介護者の生活の質の向上を図る。	
	介護予防住宅改修事業	家庭内事故の防止と介護予防を図り、在宅生活の継続を図る。	
	養護老人ホーム入所措置事業	施設入所により、孤独感の解消と要介護状態への進行を予防する。	
	はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業	高齢者の健康保持・増進と福祉の向上を図る。	
	高齢者配食サービス事業	栄養バランスのとれた食事の提供、安否確認や相談助言により、在宅高齢者の健康増進を図る。	
1-4-2　リハビリテーションの充実			
継続	運動器の機能向上	身近な場で身体機能の状態に応じた継続的・効果的な指導を行い、健康寿命の延伸を図る。	保健福祉課 長寿介護室
1-4-3　高齢者との交流機会の充実			
継続	ふれあい広場	地域住民主体の介護予防活動を進め、高齢者の閉じこもり予防につなげる。	保健福祉課 長寿介護室
	高齢者健康増進事業	地域資源（亀ヶ池温泉等）を活用した高齢者等の交流を図り、介護予防につなげる。	

事業名		事業の主な内容・効果	担当部署
Ⅰ-4-4　介護保険サービスの適切な供給			
継続	社会福祉法人等利用者負担額軽減事業	低所得者のサービス利用を支援し、在宅生活の継続を図る。	保健福祉課 長寿介護室
	介護保険事業 （居宅・施設サービス）	介護保険給付を計画的に行い、要支援・要介護状態の軽減・悪化の防止を図る。	
	介護予防サービス事業	要支援者に適切な介護予防ケアプランを作成し、心身の機能の維持、改善を図る。	
	地域支援事業	地域資源を活用し、地域における包括的マネジメントの強化につなげる。	
	介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画の策定	介護給付等対象サービス、地域支援事業、保健福祉関連事業を計画的に提供し、高齢者の自立生活を支える。	
	伊方社会福祉協会への助成事業	特別養護老人ホームのサービスの充実を図るとともに利用者負担の軽減を図る。	
	特別養護老人ホーム施設整備事業	在宅の施設待機者の解消を図る。	
	地域密着型介護施設整備事業	在宅の施設待機者の解消を図る。	
Ⅰ-4-5　敬老意識の向上			
継続	敬老行事助成金支給事業	敬老意識の向上及び各地区における福祉の増進に寄与する。	保健福祉課 長寿介護室
	長寿祝金支給事業	敬老意識の向上及び福祉の増進に寄与する。	
Ⅰ-4-6　生涯現役のまちづくりの推進			
継続	高齢者生きがいづくり対策事業	高齢者が生きがいを持って日常を過ごすことにより、心身の健康増進と健康寿命の延伸につなげる。	保健福祉課 長寿介護室

施策 1-5　障がい者福祉の充実

【現状・課題】

○障がい者の生活の自立に向けて、支援が必要な対象者が通所できるよう、関係者と連携し支援を継続する必要があります。

○発達支援が必要な子どもの相談や支援が増えています。乳幼児期から成人期まで、相談や支援（療育、教育、就労等）の機能が一体となった、住民も相談しやすい総合窓口の設置が望まれています。

○障がい者への経済支援について、現状は給付金のみを支給していますが、本当に望まれることを把握・検討して、効果的な支援を行うことが重要です。タクシーチケットの配布など、他市町の動向も確認しながら、経済支援を継続していきます。

【主要事業】

事業名		事業の主な内容・効果	担当部署
1-5-1　計画的な障がい者支援の実施			
継続	障がい者計画、障がい福祉計画の策定	国の制度改正に対応した計画を策定し、障がい者施策及びサービスの計画的な提供により、障がい者の暮らしを支える。	保健福祉課 福祉対策室
1-5-2　障がい者サービスの基盤構築			
継続	障がい福祉サービスの提供	国の制度改正に対応し、個々の障がい者に応じたサービスを提供し、障がい者の自立を支援する。	保健福祉課 福祉対策室
	地域生活支援事業	国の制度改正に対応し、障がい者の状況をふまえ、地域の実情に応じたサービスを提供し、障がい者の地域生活を支援する。	
1-5-3　障がい者の自立生活への支援			
継続	伊方町小規模作業所運営事業	障がい者の社会参加、障がい理解と支えあいの地域づくりを目指す。	保健福祉課 中央保健センター
	相談、訪問指導事業	継続的に、健康教室や相談事業、訪問等の事業取り組みを行うことで、障がい者の地域生活の実現につなげる。	
	精神障害者社会復帰事業	心の病気や障がいに対する啓発、当事者の社会参加と生活力向上により、社会復帰を促進する。	
	心の健康相談事業	専門的な相談が心の健康づくりに役立つ。	
	発達障がい等の総合的な相談窓口の設置	相談支援、教育支援、就労支援等を行い、地域において自立し、主体的な生活を築き豊かに生きていけるよう支援を行う。	保健福祉課 福祉対策室 中央保健センター 教育委員会事務局 学校教育室
1-5-4　障がい者・介助者の活動への支援			
継続	伊方町精神障害者家族会の育成	心の病気と障がいへの理解促進と、地域精神保健福祉の推進を図る。	保健福祉課 中央保健センター
	障がい者団体の支援	障がい者同士の交流と社会参加の促進を図る。	保健福祉課 福祉対策室
1-5-5　障がい者への経済支援			
継続	心身障害者福祉給付金事業	心身障がい者の福祉の増進を図る。	保健福祉課 福祉対策室
	医療費の負担軽減 （更生医療、育成医療）	国の制度改正に対応し、障がい者の医療費負担を軽減し、自立を支援する。	

施策 1-6　地域福祉の充実

【現状・課題】

○高齢者、障がい者、児童等の縦割りの弊害をなくし、横断的で総合的な支援体制の構築や支援拠点を整備していきます。現在は、町民の生活を支援する関係各課に相談体制がありますが、継続した支援体制を構築するためには、総合的な相談窓口等を設置することも検討する必要があり、保健・医療・福祉関係機関の連協強化を図ります。

○生活困窮者への支援については、現状は主に窓口相談者への対応となっていますが、今後は関係部署や関係団体等から情報収集を行い、地域へ出向きアセスメントを行うなど、積極的な支援が必要になってきます。

【主要事業】

	事業名	事業の主な内容・効果	担当部署
1-6-1　包括的な地域支援の充実			
継続	社会福祉協議会支援	質の高い地域福祉・在宅福祉サービスの提供、行政・福祉諸団体等と連携した地域福祉活動を推進する。	保健福祉課 福祉対策室
	保健・医療・福祉関係機関の連携強化	保健、医療、福祉機関の連携強化により、効果的・継続的な支援を実施する。	保健福祉課 福祉対策室 こども政策室 長寿介護室 中央保健センター 町民課 医療対策室
新規	地域共生拠点施設整備事業	地域共生拠点施設の整備により、人々のつながりの強化及び地域の活性化を図る。	保健福祉課 長寿介護室
1-6-2　地域福祉活動の活性化			
継続	地域ボランティア（団体）の支援	社会福祉協議会を中心に情報提供や活動支援を行い、ボランティア（団体）の活動機会を拡大し、地域全体でのボランティア意識の向上を図る。	保健福祉課 福祉対策室
	救急医療情報キット（命のカプセル）配布事業	迅速な救急活動を行うシステムを構築し、高齢者や障がい者等が在宅で安心した暮らしを実現する。	
	独居高齢者福祉ネットワーク事業	独居高齢者の見守り推進員体制を維持し、ニーズの発見からサービスの提供へと結びつける。	保健福祉課 長寿介護室
1-6-3　低所得者への支援			
継続	生活困窮者への支援	日常生活の困窮な者への最低限の生活維持を保障し、その自立を助長する。	保健福祉課 福祉対策室
1-6-4　国民健康保険・国民年金の円滑な運営			
継続	国民健康保険制度の運営	国の制度改正に対応し、適切な国民健康保険制度の運営により、安心できる暮らしを支える。	町民課 医療対策室
	国民年金制度の周知	年金事務所と連携し、国民年金制度の周知を図り、制度への理解と関心を高める。	町民課 住民生活室

第２章 社会基盤

めざす姿

生活基盤が整った、快適なまちづくり

SDGs

施策方針

道路・橋梁・河川、港湾など社会インフラ（社会基盤）は、快適な暮らしを支える基盤であると同時に、産業の振興に大きく寄与するため順次整備を進めていきます。

資源循環型社会の実現は、環境政策の基本方針である「現在及び将来の町民にとって良好な環境の確保」を目的とする環境基本条例の浸透を図り、町民一人ひとりの意識向上と環境に優しい生活行動の実践を促進します。

自然環境保全、廃棄物処理施設、上・下水道施設、生活雑排水処理施設など環境保全の基盤強化に向けては、計画的な施設・設備の整備・更新と広域連携の強化を図り、効率的な事業体制を構築します。

町民、事業者、行政それぞれの活動の着実な推進によって自然環境を次代に継承し、自然と暮らす“真の豊かさ”を実感できる定住環境を目指します。

推進施策と主要事業

推進施策		主要事業	
2-1	生活環境の充実	2-1-1	ごみの減量化と分別収集の推進
		2-1-2	適切な廃棄物処理体制の整備
		2-1-3	環境の保全に関する施策
		2-1-4	環境美化及び不法投棄防止対策の強化
		2-1-5	墓地の整備
		2-1-6	環境調査の実施
2-2	道路・河川の整備、交通環境の充実	2-2-1	幹線への接続道路の整備
		2-2-2	地区内生活道路の整備
		2-2-3	第２輸送路（旧国道、県道）の拡幅改良
		2-2-4	公共土木施設維持補修
2-3	上・下水道の整備	2-3-1	上水道の計画的な整備
		2-3-2	下水道等の計画的な整備
2-4	港湾・漁港機能の充実	2-4-1	港湾の計画的な整備
		2-4-2	漁港に適した機能の拡充

伊方浄化センター

漁港

施策２-１　生活環境の充実

【現状・課題】

○ごみの減量化に向けては、生ごみ処理容器補助及びボカシ材料支給を行い、生ごみの排出抑制とともに、堆肥としての再利用を推進しており、可燃ごみの減少と CO_2 の排出抑制を図っています。

○家庭ごみの排出量（町民１人１日あたり）は減少傾向にあり、ごみの分別に対する意識啓発とともに正しい分別収集体制を維持し、中間処理の効率化と再資源化を図っています。

○一般廃棄物最終処分場の整備（第４次）は基本設計・環境影響評価・測量業務を行い、建設の段階に進むところです。

○資源循環型社会の実現に向けて、引き続きごみの減量化や資源ごみのリサイクルに取り組むため、なお一層、町民や事業者の協力と実践が必要となります。

【主要事業】

	事業名	事業の主な内容・効果	担当部署
2-1-1　ごみの減量化と分別収集の推進			
継続	ごみの減量化推進事業	生ごみの排出抑制と堆肥として再利用を促進し、可燃ごみの減少と CO_2 の抑制を図る。	町民課 環境対策室
	ごみの分別啓発事業	正しい分別収集体制を維持し、中間処理の効率化と再資源化を促進する。	
2-1-2　適切な廃棄物処理体制の整備			
継続	一般廃棄物収集運搬処理事業	廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	町民課 環境対策室
	リサイクルセンターストックヤード整備事業	町リサイクルセンターを整備し、資源ごみのリサイクルの促進を図る。	
新規	一般廃棄物最終処分場建設事業	現行施設の埋立終了予定は令和10年３月までとなっているが、実際の埋立が早まっている状況であり、埋立が終了するまでに最終処分場を新設し、一般廃棄物のうち不燃ごみ、粗大ごみ等の適正な処分体制を構築、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	
2-1-3　環境の保全に関する施策			
継続	環境基本計画等策定事業	環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、将来にわたって健康的な生活に寄与する。	町民課 環境対策室
2-1-4　環境美化及び不法投棄防止対策の強化			
継続	クリーン運動（一斉消毒）	定期的な清掃活動を行い、美しい環境の保全と環境美化意識の向上を図る。	町民課 環境対策室
	不法投棄防止対策事業	増加する不法投棄を防止し、美しい自然観光の保全につなげる。	
2-1-5　墓地の整備			
継続	墓地整備事業	将来的に核家族化等で墓地の不足が予想されることから墓地を整備し、生活環境の向上を図る。	町民課 環境対策室
	伊方斎場延命化事業	老朽化のため、大規模修繕を行い、生活環境の向上を図る。	
2-1-6　環境調査の実施			
継続	環境放射線等調査事業	周辺環境への影響を評価し、安全を確認する。	総合政策課 原子力政策室

施策２-２　道路・河川の整備、交通環境の充実

【現状・課題】

○集落内に緊急車両の進入が困難な箇所や、災害時の避難に不便な箇所があります。また、地域住民の生活や観光施設へのアクセス道路として重要な幹線道路であっても、幅員線形などが悪く、通行に支障をきたしている箇所もあります。

○橋梁の修繕については、健全度が低い箇所を優先に対策を講じ、長期的な交通の安全と安心を図ります。

○公共施設・社会インフラの老朽化に伴う維持管理・更新を計画的に実施するための財源確保も課題となります。

【主要事業】

事業名		事業の主な内容・効果	担当部署
2-2-1　幹線への接続道路の整備			
継続	町道大佐田名取口線道路改良事業	通行の安全確保と事故の未然防止により、本線の効果を図る。	建設課 地域整備室
	町道湊浦奥線（川永田）道路改良事業	各公共施設へのアクセスの改善と地域間交流の充実、地域住民の生活の向上を図る。	
	町道鳥津国道線道路新設事業	災害時の避難道路を整備し、地区の生活環境の向上と日常生活の安全と安心を高める。	
	道路ストック総点検事業	計画的な修繕事業により、交通の安全確保を図る。	
	橋梁長寿命化修繕事業	橋梁架け替え等に関する費用抑制と長期的な交通の安全確保を図る。	
	橋梁修繕事業	計画的な修繕事業により、交通の安全確保を図る。	
2-2-2　地区内生活道路の整備			
継続	町道仁田之浜地区内道路新設事業	災害対応をはじめ地域住民の生活環境の利便性の向上を図る。	建設課 地域整備室
	町道名取地区内道路新設事業	災害対応をはじめ地域住民の生活環境の利便性の向上を図る。	
	町道三崎地区内道路新設事業	災害対応をはじめ地域住民の生活環境の利便性の向上を図る。	
	地域環境対策事業	災害対応をはじめ地域住民の生活環境の利便性の向上を図る。	
2-2-3　第２輸送路（旧国道、県道）の拡幅改良			
継続	町道宇和海線道路改良事業	各公共施設へのアクセスの改善と地域間交流の充実、地域住民の生活の向上を図る。	建設課 地域整備室
	県道鳥井喜木津線生活道路改良事業負担金	本町への経済効果、地域住民の生活の向上に寄与する。	
	県道佐田岬三崎線生活道路改良事業負担金	地域住民の生活環境の向上と観光施設へのアクセスの向上に寄与する。	
2-2-4　公共土木施設維持補修			
継続	公共土木施設維持補修	地域住民の生活の向上、町全体の発展に寄与する。	建設課 地域整備室

施策２-３　上・下水道の整備

【現状・課題】

○定住環境に不可欠な上・下水道整備、適切な生活雑排水処理に向けて、引き続き、計画的な整備と設備の更新が必要です。

○国では「強靭な水道」を目指すべき方向性の一つとして掲げ、水道施設の耐震化の推進を図っています。本町も管路耐震化計画をもとに、優先順位をつけて計画的に耐震化工事を進めていきます。

○下水道事業においては、機器類の老朽化により更新に伴う修繕費用が多発する恐れがあるため、ライフサイクルコストの削減や計画的な維持・修繕を継続していきます。

○下水道事業の地方公営企業法適化により企業会計へ移行することで、経営健全化を目指します。

○汚水処理人口普及率向上のため合併処理浄化槽の普及を促進していきます。

【主要事業】

事業名		事業の主な内容・効果	担当部署
2-3-1　上水道の計画的な整備			
継続	上水道重要給水施設等管路耐震化事業	南海トラフ地震に備え、町内の重要給水施設等管路の耐震化を行い、有事に備えると伴に災害発生後の早期復興を図る。	上下水道課 上水道室
	町道湊浦奥線上水道老朽管更新事業	老朽化した配水施設を耐震性に優れた素材に更新し上水道の安定供給を図る。	
2-3-2　下水道等の計画的な整備			
継続	特定環境保全公共下水道情報管理システム整備事業	経営状態等の正確な把握による経営管理の向上及びより計画的な経営基盤の強化・財政マネジメントの向上を図る。	上下水道課 下水道室
	合併処理浄化槽整備事業	水洗化と汚水の排除により、生活環境の改善と公共水域の水質改善を図る。	
	小規模下水道事業改築事業（豊の浦･田之浦･大成･鳥津・佐田岬頂上開発）	本施設の機能維持が図られるとともに、適正かつ合理的な施設管理が可能となり、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図る。	
	特定環境保全公共下水道事業（伊方・九町処理区）改築事業	ストックマネジメント事業により本施設の長期的な老朽化対策をリスク評価による優先順位付けを行うことで施設管理の最適化及びライフサイクルコストの最小化を図る。	

施策２-４　港湾・漁港機能の充実

【現状・課題】

○港湾施設の維持・更新については予算の平準化が重要であり、ライフサイクルコストの削減や計画的な維持・修繕を継続します。

○三崎港については、観光・交通・物流・産業等の場として、地域に望ましい体系的なネットワークの形成を図り、港湾機能がフルに発揮できるよう整備を進めていきます。

○漁港の基盤整備については、補助事業などを活用し予算確保を行いながら進めていきます。

【主要事業】

	事業名	事業の主な内容・効果	担当部署
2-4-1　港湾の計画的な整備			
継続	港湾海岸保全施設（長寿命化計画）	施設の劣化や変状による性能の低下防止により、維持・更新費の縮減、港湾施設の延命化を図る。	建設課 地域整備室
	三崎港改修事業負担金	観光、交通、物流、産業における九州への唯一の玄関口としての機能を整備し、地域住民、県下住民の生活向上に寄与する。	
2-4-2　漁港に適した機能の拡充			
新規	豊の浦漁港整備事業	防波堤の改良により、地域住民の生命、財産を守る。	建設課 地域整備室
	四ッ浜漁港整備事業	防波堤の改良により、地域住民の生命、財産を守る。	

第３章 防災・減災

めざす姿

災害に強い、安心安全なまちづくり

SDGs

施策方針

消防・防災については、南海トラフ地震防災対策推進地域として日頃から町民同士の支えあいを基盤とする防災・減災対策（災害時被害を減らすという考え方）を進めるとともに危機管理体制の強化や指定避難所の資機材整備・備蓄対策の強化、放射線防護対策の実施により、災害に強く、安心して暮らすことのできる定住環境を目指します。

自主防災活動の支援では、各地区の防災士の養成など人材の確保を行い自主防災活動の拡大を図ります。地域住民に活動内容を広く知っていただき、防災体制の強化のために幅広いボランティア参加を促すため、支援体制を強化します。また、関係機関と連携した防災・減災対策の強化とともに、各地区における緊急時の迅速な避難体制の強化に重点をおいて推進します。

交通安全、防犯については、お互いを守り、安心して暮らすことのできる地域づくりを継続して取り組みます。

高齢運転者の事故防止のため、運転免許証自主返納者支援や急発進防止装置設置助成など、事故防止につなげる支援を強化します。

推進施策と主要事業

推進施策		主要事業	
3-1	消防・防災体制の充実	3-1-1	消防体制の強化
		3-1-2	防災体制の強化
3-2	交通安全・防犯体制の充実	3-2-1	交通安全対策の推進
		3-2-2	地域安全対策の推進

原子力防災訓練

ヘリポート

施策 3-1　消防・防災体制の充実

【現状・課題】

○台風や豪雨のほか発生が懸念される南海トラフ地震などの自然災害に備えるための強靭化対策を進めるうえで、町民、地域、関係機関との一層の連携がますます重要になります。

○東日本大震災を教訓に、四国唯一の原子力発電所の立地自治体であることも踏まえ、放射線防護施設の整備や様々な避難手段の確保など原子力防災対策の強化、広域避難を円滑に行うための体制強化が必要となります。

○地域防災計画の適切な見直しをはじめ、防災講演会の開催、防災マップの適宜更新、各地区での避難訓練の定期的な実施、研修や広報による原子力発電に関する正しい知識の普及など、緊急時に適切な行動ができるよう、日頃から地域と一体となった防災活動の取り組みが必要となります。

○災害対策基本法の改正に伴い、本町では避難行動要支援者名簿の作成と登録者全員の個別避難計画を作成しています。引き続き、関係機関と連携し新規の避難行動要支援者の把握に努め、支援者が情報を共有し、災害時の減災対策を地域と連携して推進する必要があります。

【主要事業】

事業名		事業の主な内容・効果	担当部署
3-1-1　消防体制の強化			
継続	広域消防体制の整備（八幡浜地区消防事業負担金）	大規模災害時における消防機関の相互応援体制を強化し、被害を最小限にとどめる。	総務課 危機管理室
	消防団活動支援	町全域での消防団体制の強化と自主防災組織との連携を強化し、防災体制の強化を図る。	
	消防施設・設備等整備事業	老朽化した消防施設を更新し、迅速な消火活動体制を維持する。	
3-1-2　防災体制の強化			
継続	防災意識啓発	定期的な防災講演会の実施、防災マップの適宜更新等を通して、町民の防災意識の高揚を図る。	総務課 危機管理室
	指定避難所備蓄品配備事業	指定避難所へ備蓄品を配備することにより、災害時の迅速な対応を可能にする。	
	防災対策資器材整備事業	消防団及び自主防災組織等に防災対策資器材を整備し、町民の防災意識の向上、災害時対応の強化を図る。	
	避難対策支援強化事業	指定避難所へ資機材を配備することにより、災害時の迅速な対応を可能にする。	
	自主防災組織設置推進・活動支援事業	災害時の自主的な地区支援体制を維持し、町民の防災意識の向上、災害時の迅速な対応を可能にする。 また、定期的な防災講演会の実施、防災マップの適宜更新を通して、町民の防災意識の高揚を図る。	
	地区防災計画の作成	各地区における防災力強化を図り、定住環境の維持・向上につなげる。	

事業名		事業の主な内容・効果	担当部署
継続	災害時要支援者支援体制の構築	自主防災組織等を中心に高齢者や障がい者など要配慮者の災害時避難を支援する体制を構築し、安全な暮らしを実現する。	総務課 危機管理室
	原子力防災訓練実施事業	原子力災害対応の習熟と防災関係機関の相互協力体制の強化を図る。	
	放射線防護施設の整備	伊方発電所で万が一事故が起きた場合に安全に一時避難できる施設を整備し、住民の安心安全を確保する。	
	広報・調査等交付金事業	原子力発電の安全性や最新の動向等に関する調査研修及び各種広報により、町民に対する原子力発電に関する正しい知識の普及と理解促進を図る。	総合政策課 原子力政策室
	急傾斜地崩壊対策事業	落石及び斜面崩壊の危険性の高い箇所を整備し、災害に強いまちづくりと安全安心で快適な生活を実現する。	建設課 地域整備室
新規	非常時の空路支援体制（ヘリポート）の整備	非常時等の際、支援物資の輸送や住民の避難及び救急医療搬送を可能とする空路支援体制の整備を行う。	総務課 危機管理室

施策 3-2　交通安全・防犯体制の充実

【現状・課題】

○人口減少と高齢化は生活の安全確保にも大きな影響を及ぼします。被害を未然に防ぐ防犯や事故防止対策のため、町民、地域、関係機関との一層の連携がますます重要になります。

○交通安全については、今後も関連施設の老朽化に対応するとともに、交通安全教室などを継続し、意識の高揚と事故防止を進めます。

○近年、高齢運転者の誤操作による事故が社会問題となっていることから、町と警察が連携して問題解決に取り組む必要があります。

○消費者問題も課題になっています。消費生活相談員による消費者相談を継続し、動向の分析や消費者の置かれている現状と課題を明らかにする必要があります。

○地域コーディネーターやボランティア人財の確保が、地域安全対策面での課題です。

【主要事業】

事業名		事業の主な内容・効果	担当部署
3-2-1　交通安全対策の推進			
継続	交通安全施設等整備事業	交通安全施設の整備により、町民の事故防止と車両の安全走行を容易にする。	総務課 危機管理室
	交通安全啓発事業	交通安全協会等と連携して交通安全教室等を行い、交通安全意識の高揚と事故防止につなげる。	
	高齢運転者の事故防止対策事業	高齢運転者の事故防止対策を強化することにより、事故の未然防止を図り町民の安全を確保する。	
3-2-2　地域安全対策の推進			
継続	消費者行政対策事業	消費者に対し必要な情報及び教育の機会を提供し、また消費者に被害が生じた場合には適切・迅速に救済する体制を充実し、被害の未然防止・拡大防止を図る。	町民課 環境対策室
	防犯対策事業	事件発生率が低い本町において防犯体制を一層強化し、犯罪の未然防止を図る。	総務課 危機管理室
	自主防犯活動の支援	地域見守り隊（PTA）、警察協助員などの防犯パトロール活動を通して、防犯体制の強化を図る。	教育委員会事務局 生涯学習室

第4章 移住・定住

めざす姿

定住の希望を叶える、住みよいまちづくり

SDGs

施策方針

社会インフラ整備は、快適な暮らしの実現に向けて計画的に推進するとともに、より暮らしやすい定住環境を目指し、公共交通体系の強化を図ります。また、公共施設は可能な限り耐用年数の長寿命化を図りつつ、機能の維持・更新に必要な財源を確保します。

住環境は、若い世代の定住化と町外からの移住促進の中心的な施策として、公営住宅の計画的な改修と、空き家、空き地を活用した住宅供給の拡充を進め、良好な定住環境の向上を図ります。また、高齢化や過疎化に対応する買い物弱者等の対策に重点をおいて推進します。

転出者や“伊方ファン”のＵ・Ｉ・Ｊターン希望を叶えるため、良好な住宅の整備、移住を実現する受け入れ体制の構築を通じて、転入、移住、定住を実現できる環境づくりを推進します。

自身や家族のライフサイクル（卒業、結婚、子育て、転職、介護等、一生の間に周期的に直面する様々な課題）の変化などを契機として、町外に進学・就職した人のＵターン希望や国内外の“伊方ファン“の移住を実現できるよう、空き家、空き地等の既存ストック（地域資産）を有効に利用した良好な住宅を整備し、転入と定住に向けた受け入れ体制の整備に取り組みます。

移住相談窓口や移住定住相談会（移住フェア）を通じて、移住に必要なニーズ（要望）や定住条件などの情報収集を進めると同時に、移住に関心のある対象者を発掘します。その上で、移住への関心から実際の移住につながるよう、町内での移住体験や就業体験の機会を提供する体制を充実させ、町外からの移住促進を図ります。

推進施策と主要事業

推進施策		主要事業	
4-1	住環境の充実	4-1-1	住宅の整備
		4-1-2	総合的な交通体系の確立
		4-1-3	公園の整備
		4-1-4	買い物弱者対策の実施
4-2	Ｕ・Ｉ・Ｊターン移住促進	4-2-1	移住促進
		4-2-2	まちづくり人材（人財）の確保

地域おこし協力隊

地域おこし協力隊

地域おこし協力隊

施策 4-1　住環境の充実

【現状・課題】

○小規模の集落が点在し、また、急峻な地形である本町では、定住環境として生活道路網の整備と交通機関の充実は引き続き大きな課題であり、運行を開始した地域巡回バスの利便性向上が重要な取り組みとなります。

○人口減少に伴い「空き家」の増加も予想されることから、良好な生活空間を維持し、定住人口の減少抑制につながる空き家対策の成果を挙げる必要があります。

【主要事業】

事業名		事業の主な内容・効果	担当部署
4-1-1　住宅の整備			
継続	町営住宅等整備事業	町営住宅の計画的な改修により、住環境の充実、定住・移住の促進につなげる。	建設課 建設管理室
	公営住宅等整備・維持管理事業	老朽化した設備等の改修・修繕により、住環境の向上を図る。	
	木造住宅耐震改修事業	地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、耐震改修に係る費用の一部を助成する。	
	危険廃屋解体撤去事業	町が認定した危険廃屋の解体費用の一部を助成する。	
	民間建築物アスベスト対策事業	火災・震災時等におけるアスベストの飛散を防止するため、含有調査費用の一部を助成する。	
	集会所整備・維持管理事業	集会所を整備・維持することで、集会所が地域住民の交流の場となり、自主避難所としての機能も発揮する。	
	空家再生等推進事業（除却）	危険廃屋の撤去を推進し、避難時の安全確保の向上を図るため、除却費用の一部を助成する。	
	空家再生等推進事業（活用）	空き家住宅の活用により、居住環境の整備改善を図る。	総合政策課 まちづくり戦略室
	地域材利用木造住宅建築促進事業	地域材の需要拡大、木造住宅建築の促進及び定住の促進を図る。	産業課 農林水産室
4-1-2　総合的な交通体系の確立			
継続	公共交通機関の一体的な整備	スクールバスを活用した地域巡回バスの運行により住民の利便性の向上を図るとともに、適宜運行体系の見直しを行う。	総務課 危機管理室
	町内公共交通確保対策事業	地域巡回バスの運行と共に、民間事業者との連携による交通体系を維持し、地域住民の利便性向上を図る。	
4-1-3　公園の整備			
継続	公園改修整備事業	公園の維持管理と計画的な改修整備を進め、町民に安らぎと交流の場を提供する。	産業課 観光商工室
4-1-4　買い物弱者対策の実施			
継続	買い物弱者対策の実施	日常生活の利便性向上による暮らしやすい環境を形成し、定住・移住の促進につなげる。	産業課 観光商工室

施策 4-2　Ｕ・Ｉ・Ｊターン移住促進

【現状・課題】

○今後も若者の定住化と移住促進への中心的な取り組みとして住宅用地の確保、公営住宅の改修、空き家を活用した民間住宅の確保など、住宅政策を計画的に進めることが必要です。

○Ｕ・Ｉ・Ｊターン向けに体験住宅や体験メニューを整備していますが、十分な集客に至っていません。より多くの人の興味・関心を得られるよう、効果的なPR 方法を検討していきます。

○地域おこし協力隊の取組については、応募が少なかったり採用に至らない場合があります。公営塾や農業振興などの分野でニーズも高く、継続した雇用ができるよう進めていきます。

○まちづくり人財育成塾は、町民の関心が高いため、興味を持てる題材を選択し、時間をつくって参加したいと思わせる気運づくりが大切です。

【主要事業】

事業名		事業の主な内容・効果	担当部署
4-2-1　移住促進			
継続	若者向け住宅用地整備事業	住宅用地の整備により若者の町外転出を抑制するとともに、定住促進につなげる。	建設課 建設管理室
	移住・就業体験の実施	移住に関心のある人に積極的な PR と生活体験の機会を提供することにより、定住・移住の促進につなげる。	総合政策課 まちづくり戦略室
	定住促進奨励金事業	町内の空き家を有効活用し、転入者の定住促進と併せて若者世代をはじめとする町内在住者の転出抑制を図る。	
4-2-2　まちづくり人材（人財）の確保			
継続	地域おこし協力隊の導入	国の地域おこし協力隊制度を導入し、地域の活性化と人材（人財）確保につなげる。	総合政策課 まちづくり戦略室
	まちづくり人財育成塾の開設	町の未来を担うまちづくり人材(人財)を育成し、将来の定住・移住の促進につなげる。	
	移住促進推進事業	都市生活者のニーズに対応した情報発信を行い、移住希望者の誘致による交流拡大を図る。	

第5章 産業・観光

めざす姿

農・漁・商工・観光が一体となる、産業全体が成長するまちづくり

SDGs

施策方針

定住人口の減少抑制に直結する若い世代を中心とする「転入増加」と「転出抑制（定住化）」には、産業の活性化と雇用拡大が最も重要です。

農業は、基幹産業であり続けるために後継者育成と集落営農による持続可能な農業体制を構築し、国内外マーケットを視野に入れた銘柄産地育成（ブランド化）によって、取り巻く環境が大きく変化する中での農業の活性化を推進します。

もうひとつの基幹産業である水産業は、担い手の確保及び支援を行いつつ、三崎種苗生産施設でのアワビ種苗の生産・放流を着実に進め、「つくり育てる漁業」を推進するとともに、国内外を視野に入れた競争力のある加工品開発（６次産業化）と販路拡大に向けて積極的に取り組みます。

本町の新しい基幹産業として位置付ける観光は、佐田岬半島の自然・歴史・伝統文化・産業を活かす様々な体験型観光（ツーリズム）の魅力を創造します。

本町独自の農・漁・商工・観光が一体となり、産業同士の相乗効果（シナジー）によって地域産業全体の成長と安定化を実現し、就業機会の拡大とともに、幅広い世代の起業や第２創業への意欲を高める事業環境の創出を図ります。

各種制度や受け入れ態勢の整備を進め、情報提供を行うことで企業誘致を促進します。また、企業ニーズを的確に把握し、テレワークやサテライトオフィスといった新たな視点での雇用の場の創出を図ります。

推進施策と主要事業

推進施策		主要事業	
5-1	農業の振興	5-1-1	担い手の育成
		5-1-2	優良農地の保全
5-2	水産業の振興	5-2-1	担い手の育成
		5-2-2	水産業振興への支援
5-3	観光・商工業の振興	5-3-1	観光施設の魅力向上と体験型観光の推進
		5-3-2	雇用創出と経済の活性化

佐田岬灯台

佐田岬はなはな

サイクリング佐田岬

施策 5-1　農業の振興

【現状・課題】

○本町の産業を取り巻く状況は依然として厳しい状況が続いています。産業の中心となる農業では、後継者の育成と農業経営の集団化（法人化）による生産体制の強化が急務であり、また、農地の減少をくい止める優良園地の維持と農産物の高付加価値化が必要です。

○新規就業にかかる支援制度の周知や農業の魅力発信も重要です。

【主要事業】

	事業名	事業の主な内容・効果	担当部署
5-1-1　担い手の育成			
継続	中山間地域等直接支払制度・推進事業	農家の収入保障と農業用施設の維持に対し交付金を交付し、将来にわたって持続的な農業生産活動を促進する。	産業課 農業支援センター
	新規就業者支援対策事業	新規就業者への３年間の収入補助を行うことで、経営技術等の習得を支援し、自立経営を促進することで、農業従事者の確保を図る。	
	担い手育成総合支援事業	経営改革に取り組む認定農業者（担い手）を支援し、担い手の育成、確保を図る。補助金により団体活動を支援する。（地域担い手育成総合支援協議会、認定農業者協議会、青年農業者協議会）	
	農村環境保全向上活動支援事業	農道や水路の修繕、清掃などに対し交付金を交付し、農業の持続的な発展と農村集落の活性化を図る。	産業課 農林水産室
5-1-2　優良農地の保全			
継続	果樹経営支援対策事業	機械の整備や改植、園内作業道等の整備を支援することで、労働力の軽減・省力化による生産基盤の改善を図る。	産業課 農業支援センター
	産業振興促進対策事業	ハウスの整備等を支援することで、柑橘のブランド化を図り、産地供給力を強化する。	
	強い農業づくり交付金	共選再編において伊方町に新たな共選を誘致、建設するとともに、光センサーの機能向上を図ることで、農業所得の向上と経営安定化につなげる。	
	農地地図システム管理	システムによる農地情報の管理により、農地の有効利用や経営の効率化を促進する。	
	有害鳥獣対策事業	有害鳥獣捕獲に対する補助や、ＡＩ等の最新技術（ＡＩ犬等）を活用した猪対策により、農作物被害の防除を図り、農業振興に寄与する。	
	労働力確保事業	各地域での雇用促進協議会の立ち上げを支援し、外部労働力の確保を図る。高齢化、兼業化対策として、優良園地の保全につながる。	
	農業経営基盤強化促進事業	農地の流動化を促進するために、意欲ある農業者に農地を集積して、農業経営の合理化を図る。	産業課 農業支援センター 農業委員会
	水利施設整備事業	かんがい排水施設の利用効率の向上、維持修繕費の低減、施設の寿命延伸を図る。	産業課 農林水産室
	農地整備事業	制御室より下流の施設の更新を実施し、農家の負担軽減、施設利用の効率化を図る。	

施策 5-2　水産業の振興

【現状・課題】

○水産業では、年間漁獲量の減少を補う加工品開発と販路拡大への取り組みが不可欠であり、後継者育成とつくり育てる漁業の一層の推進が必要です。

○新規就業にかかる支援制度の周知や漁業の魅力発信も重要です。

○アワビの稚貝放流事業については、放流貝の残存率が低い状況です。残存率向上を図る方策の確立が急がれます。

【主要事業】

事業名		事業の主な内容・効果	担当部署
5-2-1　担い手の育成			
継続	新規就業者支援対策事業	新規就業者への３年間の収入補助を行うことで、経営技術等の習得を支援し、自立経営を促進することで、漁業従事者の確保を図る。	産業課 農林水産室
5-2-2　水産業振興への支援			
継続	稚貝稚魚放流事業	アワビ稚貝の放流により、水産資源の確保と漁業所得の向上を図る。	産業課 農林水産室

施策 5-3　観光・商工業の振興

【現状・課題】

○観光では、新たな拠点整備や町内外の団体・機関との連携が進み、新しい魅力が誕生していますが、観光客入り込み数の増加という目に見える成果が上がるにはまだ時間がかかります。

○佐田岬はなはながオープンし、県内の観光客の確保はもとより、九州との交流人口を増やし、観光施設の活性化維持が求められています。

○人口減少と高齢化による町内の労働人口の減少や地域購買力の低下を補うためにも、築き上げた連携体制や拠点を活かし、体験型観光（ツーリズム）を軸に観光・交流人口の増加という成果に結びつける創意工夫が重要になります。

【主要事業】

事業名		事業の主な内容・効果	担当部署
5-3-1　観光施設の魅力向上と体験型観光の推進			
継続	佐田岬ツーリズム協会連携事業	ＤＭＯ的な存在である佐田岬ツーリズム協会を支援し、観光施策の連携を図ることで、体験型観光の充実と情報発信の一元化に取り組む。	産業課 観光商工室
	九州（大分県）との観光連携強化	三崎⇔九州のインバウンド（訪日観光）を含めた観光連携を図り、観光客の増加につなげる。	
	佐田岬灯台 PR 事業	四国最西端の地として知名度の高い佐田岬灯台の周辺整備が完了し、今後は当地域観光のＰＲ素材として積極的に活用していく。	
	観光施設グレードアップ事業	主要な観光施設をグレードアップして、観光客の満足度を高めるとともに、他地域との競争力向上を図る。	
	観光まちづくりイベント実施事業	伊方町の個性と観光資源を活かした観光まちづくりイベントを開催することにより、交流人口の拡大と町の知名度アップを図る。	
	地域活性化イベント支援事業	地域グループや各種団体によるイベント実施を支援することで地域の活性化を進める。	
	イルミネーション事業	イルミネーションの設置により「明るく楽しい町」を広くＰＲし、町のイメージアップを推進する。	
新規	佐田岬キャンプの聖地化事業	海、山、空、星、食材、空気、佐田岬の自然を体験できる特別な野外生活を提供することで、キャンプの聖地化を進める。	
	瀬戸頂上ライン整備事業	観光客の増加と滞在時間増加により、伊方ファンの増加を目指す。	
	瀬戸アグリトピアリニューアル事業	施設のリニューアル（宿泊棟の工事、バリアフリー化）や利用率が低い建物の効果的な活用など、来館者の安全快適化と満足度の向上を図る。	産業課 農林水産室

事業名		事業の主な内容・効果	担当部署
5-3-2　雇用創出と経済の活性化			
継続	商工業振興事業	商工業の総合的な発展と地域振興全般に重要な役割を果たす商工会の活動を支援し、地域経済の活性化に寄与する。	産業課 観光商工室
	中小企業振興資金利子補給事業	資金融資を円滑にし、中小企業の振興を図る。	
	事業継承システムの構築	事業経営者の高齢化による廃業や事業所の減少等のリスクを回避するため、関係機関が連携して、町内に働く場所を維持しつつ、町内外の新たな知見による経営改善を促す。	
	起業家への支援	起業に意欲的な人への総合的な支援を実施し、地域産業の活性化、雇用拡大につなげる。	
	特産品開発支援事業	新たな特産品開発による地場産業の育成・強化を図り、地域産業の活性化と雇用拡大に取り組む。	
	奨学金返還者支援企業等補助制度	奨学金返還者を支援し、優秀な人材（人財）確保につなげる。	総合政策課 まちづくり戦略室
新規	企業及び研究施設の誘致	町内での創業への働きかけを積極的に進め、地域産業の活性化と雇用拡大を図る。ＩＣＴを重点的に活用することで、サテライトオフィスやテレワーク人材を誘致する。	

第6章 教育・スポーツ・文化

めざす姿

「ふるさと愛いっぱい」の人材（人財）が育つまちづくり

SDGs

施策方針

“人づくりがまちづくりの基本”であり、“教育の原点は家庭にある”という原則のもと、家庭教育を重視し、家庭・地域と一緒に次代を担う人材（人財）の育成を図ります。

学校教育は、幼児期・児童期・思春期（保育所、将来の認定こども園、小・中学校、高校の連携）を通じて「知・徳・体」のバランスのとれた教育、キャリア学習など未来への目的を考える教育、郷土をより深く愛する心を育成する教育に取り組みます。また、グローバル化・情報化が急激に進展する社会を生き抜く力として、英語コミュニケーション能力を高め、タブレットの導入、ICT 学習環境の整備により一層教育プログラムを拡充し、ICT 等を活用して課題を解決する能力を有する人材（人財）の育成に努めます。

家庭・地域との連携をさらに強め、地域資源を十分に活用しながら、地域学校協働本部の活動を充実させるとともに、学校と地域住民等が協働して学校の運営にあたるコミュニティ・スクールも視野に入れ、特色ある「地域とともにある学校」づくりを目指します。

学校の果たす役割の再確認と「地域とともにある学校」の観点から児童生徒にとってよりよい学校環境を検討し、少子化に対応した活力がある小学校・中学校づくりに努めます。

生涯学習・スポーツ分野は、自治公民館を基盤に各世代の要望に基づく学習活動の活性化と心身の健康増進につながる生涯スポーツの普及を図り、町民の主体性を発揮する機会の拡大に取り組みます。また、様々な機会を通して人権・同和教育と人権啓発に努め、差別のないまちづくりを推進します。

文化財・博物館の分野は、佐田岬半島の文化と歴史を継承し、新しい文化の創造につなげる環境づくりを推進します。

町民の学習・スポーツ・文化活動の成果が地域活動やボランティアに発展し、さらに地域課題の解決や次代の人材（人財）育成につながる（循環する）よう、本町独自の生涯学習社会を構築します。

推進施策と主要事業

推進施策		主要事業	
6-1	学校教育の充実	6-1-1	確かな学力と郷土愛を備える人材（人財）の育成
		6-1-2	登下校時の安全確保
		6-1-3	教育設備・施設の充実
		6-1-4	適切な教育機会の提供
		6-1-5	「社会を生き抜く力」を養う新たな活動の実施
6-2	生涯学習・生涯スポーツの活性化	6-2-1	学習意欲の啓発と支援体制の充実
		6-2-2	生涯スポーツ活動の普及
		6-2-3	青少年の健全育成
		6-2-4	公民館及び自治公民館活動の充実
		6-2-5	新たな学習活動の実施
6-3	伝統・文化の継承と発展	6-3-1	伝統文化の保存・継承
		6-3-2	「地域博物館構想」の推進
		6-3-3	文化活動の活性化

オンライン授業

佐田岬マラソン

施策 6-1　学校教育の充実

【現状・課題】

○少子化が進む本町では、少人数教育への対応を含め、AI や IoT などの情報テクノロジー社会に対し、プログラミング教育やオンライン学習に取り組み、Society5.0 社会に対応する力をつける教育が求められています。

○少子化がさらに進むと予想される本町では、少人数教育の長所を活かすとともに、誰もが夢を叶えられるまちとなるよう、家庭・学校・地域との一層の連携によってより良い教育環境を創出することが重要です。

○教育活動指導員の設置については、募集に対して応募が不足している状況です。また、特別支援を必要とする児童生徒に対して、特別支援教育支援員の数が不足しています。募集の条件や方法を検討し、継続して人財確保に努めることが重要です。

○三崎地区のみに設置している学校地域支援本部を町全体に拡大することで、学校と地域の連携をより強化することができます。

○現在、スクールバスと地域巡回バスが共同運行していますが、児童生徒や町民など各利用者の安全性や利便性を考慮した運行が求められます。

【主要事業】

事業名		事業の主な内容・効果	担当部署
6-1-1　確かな学力と郷土愛を備える人材（人財）の育成			
継続	総合学習（ふるさと学習推進）事業	ふるさと学習資料の作成による授業等を行うことにより、特色ある学校経営や地域の産業や文化を知る教育活動に努めるとともに、子どもたちの郷土愛、人間愛を育成する。	教育委員会事務局 学校教育室
	外国語青年招致事業	中学校では英語によるコミュニケーション能力の育成、小学校では知識の学習だけでなく、体験を通して国際感覚を醸成する。	
	教育活動指導員設置事業	中学校に英語・数学、複式学級のある小学校に教育活動指導員を配置することにより、個々の到達度に応じた「わかる授業」を行い、児童・生徒が学ぶ喜びと自己実現を実感する。	
	特別支援教育支援員設置事業	支援の必要な児童・生徒の教育的ニーズを個別に把握し、その持てる力を高めることにより、生活や学習上の困難の改善・克服を図る。	
	児童生徒等の心のケア事業	スクールカウンセラー、ハートなんでも相談員、スクールソーシャルワーカー等を活用して、いじめ問題、不登校や児童生徒の問題行動等の予防・発見・解消とともに、保護者や教員の意識・指導の向上を図る。	
	町教育会補助金	教職員が教科等に関する最新の専門知識や指導技術を身につけることにより、児童生徒の学力向上を図る。	
	学校評価委員、学校関係者評価委員設置事業	学校の優れた取り組みや課題、改善方策を明確にする。	
	本部の設置拡大	地域学校協働本部を町全体に拡大し、学校と地域の連携を強化する。	教育委員会事務局 生涯学習室
新規	キャリア教育推進事業	小学校の段階からキャリア教育に目を向け、中学校で職場体験学習をすることで、仕事に対する意識を高め、学ぶ目的意識の向上につながる。	教育委員会事務局 学校教育室

事業名		事業の主な内容・効果	担当部署
6-1-2　登下校時の安全確保			
継続	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業（スクールガードリーダー）	スクールガードリーダーが各校を巡回し、見守る組織づくり、登下校の安全確保などの指導を行うことにより、学校・家庭・地域が連携して子どもの安全を見守る活動・体制整備を図る。	教育委員会事務局 学校教育室
	スクールバス整備・運行委託事業	スクールバスの運行により、児童生徒の通学時の安全を確保する。	
6-1-3　教育設備・施設の充実			
継続	学校施設の適切な維持管理	ゆとりと潤いのある教育環境の維持管理を行い、学習意欲の向上と学校生活の充実を図る。	教育委員会事務局 学校教育室
	情報教育機器整備等事業	パソコンやタブレットの設備更新、校内 LAN などの通信環境を更新するとともに、プログラミング研修等の充実を図ることにより、「情報活用能力」を育成する。	
	学校給食センターの適切な維持管理	適切な維持管理により、児童生徒に安全で安心な給食を提供する。	教育委員会事務局 学校給食センター
新規	三崎高校町営寄宿舎事業	三崎高校町営寄宿舎の整備に伴う管理運営を行うことにより、三崎高校の存続に寄与する。	教育委員会事務局 学校教育室
6-1-4　適切な教育機会の提供			
継続	教育振興補助事業	町内小・中学校入学、中学校卒業後の高校入学、就職時の保護者負担軽減により、定住促進と将来の伊方町を支える人材（人財）育成を図る。	教育委員会事務局 学校教育室
	準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由により就学困難な児童生徒に必要な支援を行い、負担を軽減する。	
	奨学金貸与事業	経済的理由により就学困難な生徒に教育を受ける機会を提供する。	
	教育環境の適正化	少子化に対応したより良い教育環境を整え、児童生徒の健全育成を図る。	
6-1-5　「社会を生き抜く力」を養う新たな活動の実施			
継続	外国語学習機会の確保	保育、小・中学校、高校の英語学習を充実し、幼児期から英語に親しみ、グローバル化する時代に必要な能力を養う。	教育委員会事務局 学校教育室 生涯学習室
新規	廃校施設の有効活用	廃校となった学校の教室を起業希望者（ベンチャー企業含む）向けに、貸しオフィスとして低価格で提供することで、起業意欲の向上やベンチャー企業の誘致促進を図る。さらに、中学生の職場体験の場としても活用が可能となり、既存企業以外の職種にも触れることができ、将来の職業の視野拡大につなげる。	総合政策課 まちづくり戦略室 教育委員会事務局 学校教育室

施策 6-2　生涯学習・生涯スポーツの活性化

【現状・課題】

○高齢化や過疎化が進むことも念頭に置きながら、学習や活動に対する町民自身の意欲向上を図ることが重要になります。

○生涯学習推進大会は、参加者が年々減少しています。内容を見直して、町民の生涯学習推進に寄与する機会として充実させていく必要があります。

○電子図書の導入により、インターネットを利用して 24 時間いつでも図書を借りることができるようになりました。文字の拡大や読み上げ機能なども利用できるため、さらなる利用者の拡充を図っていきます。

○生涯スポーツについては、町民のニーズに合った新しい競技や軽スポーツなどの導入、他団体・近隣自治体との交流も図ることで、幅広い世代の参加と活性化を進めることが大切です。

○子ども英語スクールは現在、中央公民館 1 か所で開催しています。遠距離地域からでも参加しやすいよう、今後は実施方法や開催場所などを検討することが求められます。

○公民館は「社会教育の機関」であるとともに、「郷土振興のための機関」としての役割を担ってきました。それぞれの地域が魅力あるまちづくりに取り組み、地域を活性化するためには公民館の関わりが大切になります。

【主要事業】

	事業名	事業の主な内容・効果	担当部署
6-2-1　学習意欲の啓発と支援体制の充実			
継続	学習ニーズの把握	町民の学習ニーズを把握し、地域や年代に応じた生涯学習事業を展開する。	教育委員会事務局 生涯学習室
	人材育成事業	先進地への現地視察、実践事例の講演会などにより、町民の学習意欲を喚起する人材（人財）を育成する。	
	生涯学習推進大会	各種団体が互いの実践活動の状況や課題を発表し、生涯学習推進の方策を研究する。	
	社会教育関係団体の育成	社会教育関係団体の活動助成や指導者養成により、町民の生涯学習活動を支援する。	
新規	読書機会の拡充 （図書機会の拡充）	図書館のホームページで、地域・団体・学校等との連携によるサービス向上を図る。また、電子図書館の導入により、来館することなく図書の利用が可能となる。	教育委員会事務局 図書館
6-2-2　生涯スポーツ活動の普及			
継続	社会体育施設の環境整備	老朽化施設を順次改修し、スポーツを通じて町民の健康管理、体力の維持・増進を図る。	教育委員会事務局 スポーツ推進室
	スポーツ推進員の育成	スポーツ推進員を養成し、地域のさまざまなスポーツ活動の活性化の中心となるリーダーを育成する。	
	スポーツ活動の活性化	スポーツ活動の活性化により、人と人との交流、健康増進や豊かな生活文化の向上を図る。	

事業名		事業の主な内容・効果	担当部署
6-2-3　青少年の健全育成			
継続	青少年健全育成活動	団体等の青少年健全育成活動支援を通じて学校・家庭・地域関係機関との連携を強化し、学校内外での支援や具体的な方策検討、児童生徒の問題行動への適切な対応を図る。	教育委員会事務局 学校教育室
6-2-4　公民館及び自治公民館活動の充実			
継続	自治公民館活動の推進・活性化	地域内に公民館主事を設置し各自治公民館活動の推進と地区内の交流を図る。また、自治公民館活動に対し助成金を交付し、各地区における活動の活性化を図る。	教育委員会事務局 中央公民館
	社会教育施設の維持管理	町民がいつでも安心して利用でき、生活文化の向上や交流の場としての機能が期待できる。	教育委員会事務局 中央公民館 町見公民館 瀬戸公民館 三崎公民館
	公民館等解体及び跡地利用の検討	解体後の跡地について、地域の活性化に資する活用を図る。	教育委員会事務局 瀬戸公民館
6-2-5　新たな学習活動の実施			
継続	子ども英語スクール	英語学習を始めていない児童を対象に、国際交流員と一緒に英語に慣れ親しんでもらい、”英語学習＝楽しい”という感覚を持ってもらうことで、英語学習のスムーズな導入へとつながる。	教育委員会事務局 中央公民館 瀬戸公民館 三崎公民館

施策 6-3　伝統・文化の継承と発展

【現状・課題】

○文化財が町民の暮らしに縁遠い存在では、町をあげて保存・継承していくことができません。地域の歴史や文化を身近に感じられるよう、冊子やポスター、案内板、SNS など積極的に情報発信することが重要です。

○平成３０年の文化財保護法改正により、文化財の保存活用に関する諸手続きが複雑・煩雑化しています。町の文化財を遅延なく着実に保存活用していくためにも、専門的人財の確保・補充が急がれます。

○国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されている「佐田岬半島の初盆行事」などは、記録作成だけでなく成果を若者世代へ積極的に伝えることが重要であり、親近感や文化継承の意欲を高めていく必要があります。

○佐田岬半島博物館（仮）は、基本構想や基本計画が策定され、今後は中核となるコア施設の整備などを進めていきます。

【主要事業】

事業名		事業の主な内容・効果	担当部署
6-3-1　伝統文化の保存・継承			
継続	文化財への関心と保護意識の醸成	文化財を身近に認知することで、文化財の背景にある郷土の歴史や文化への理解関心を高め、ひいては郷土への愛着や誇りの創出へとつなげる。	教育委員会事務局 生涯学習室 町見郷土館
	専門的人材（人財）の育成	幅広い文化財分野とその各施策に対応できる人材を確保することにより、町の文化財保存を遅滞なく効果的に推進する。	
	地域の伝統行事存続事業	佐田岬半島に伝えられる民俗行事等の実態や伝承を記録し、また年長者の対話等を通じて後継者世代に伝えることで、文化を継承する機運を盛り上げる。	
	「三崎のアコウ」保存環境整備	天然記念物「三崎のアコウ」を将来にわたって保存するための環境整備方針を明確にして、確実な保存を進める。	
6-3-2　「地域博物館構想」の推進			
新規	佐田岬半島博物館（仮）整備事業	佐田岬半島固有の文化や自然を調査・保存し、展示等を通じて情報を発信する博物館が整備されることで、町民の地域愛高揚、町外者へのイメージ向上を図る。	教育委員会事務局 生涯学習室 町見郷土館
6-3-3　文化活動の活性化			
継続	文化活動意欲を喚起する取り組み	活動の発表や本物（アーティスト等）に触れる機会を設けるなど、町民の活動意欲を喚起し、文化活動の活性化を図る。	教育委員会事務局 生涯学習室
	文化団体育成事業	団体の相互交流により、文化活動の活性化を推進する。	教育委員会事務局 中央公民館 瀬戸公民館 三崎公民館

第７章 住民協働・行財政

めざす姿

信頼と協働で創る、全員参加のまちづくり

SDGs

施策方針

人権尊重・男女共同参画社会分野は、町民、町職員、事業者、教職員など本町に関わるすべての人が正しい人権意識を備え、国籍や性別などを超えて男女共同参画、国際交流・地域間交流、地域活動を推進します。

地域間交流・国際交流分野は、国際交流員（CIR）を招致し、年少児から異文化に親しむ環境を継続します。

レッドウイング市（米国）をはじめとする国際交流を中心に、より広い視野を持った人材（人財）育成のための交流を推進します。

協働のまちづくり分野は、地域の声を反映することで自治組織の充実と地域活動の活性化を図ることにより、地域で支えあう力を基盤とするまちづくりを推進します。

行政情報の発信と併せて、町政の変遷を将来に史実的に継承するため新伊方町誌の編集に取り組むことによりまちづくりの推進を図ります。

新しい公共の創出に向けて、住民との協働を図る分野を定めて、厳しい行財政の運営を協働により支えていく事を進めます。

行財政運営は、財源確保に不断の努力を払うとともに、広域連携、民間活力導入などあらゆる手法を効果的に駆使し、「現在及び将来の町民」を念頭においた行財政運営を推進します。

推進施策と主要事業

推進施策		主要事業	
7-1	人権尊重・男女共同参画社会の推進	7-1-1	正しい人権意識の定着
		7-1-2	男女共同参画社会の推進
7-2	地域間交流・国際交流の推進	7-2-1	交流活動の拡充
		7-2-2	国際交流の推進
7-3	協働のまちづくりの推進	7-3-1	自治活動の活性化
		7-3-2	町民参画の推進
		7-3-3	簡素で効率的な行政の推進
		7-3-4	計画的な財政運営

人権パレード

国際交流

国際交流

施策 7-1　人権尊重・男女共同参画社会の推進

【現状・課題】

〇地区別人権・同和教育懇談会に参加する地区や住民が減少しています。

〇新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、令和元年度から令和２年度にかけて、各種研修会や学習活動が中止・延期となりました。

〇男女共同参画社会の推進については、同計画の周知や施策の進捗管理を進めていく必要があります。

〇町民アンケート調査では、「男性が働き、女性は家庭を守るという意識が根強く、女性の社会進出が進んでいない」という声もあがっています。行政機構（審議会等）への女性委員の登用などを進め、町民の町政参画や地域活動への意欲を維持・向上していくことが必要です。

【主要事業】

事業名		事業の主な内容・効果	担当部署
7-1-1　正しい人権意識の定着			
継続	人権・同和教育懇談会、人権フェスタ等の開催	人権教育の基底である同和教育懇談会を通して、同和問題の解決とあらゆる差別問題解消のための啓発を図る。	教育委員会事務局 生涯学習室
	人権・同和教育地域推進員研修会、行政職員研修会等	地域社会に人権文化を根付かせる研修会の開催、先進地視察、県外研修への参加を通じて人権意識の向上を図り、同和問題の解決とあらゆる差別問題の解消を促進する。	
	社内（企業）人権・同和教育研修会、管理職・教職員研修会	企業や学校における研修会や地域の学習活動への積極的な参加を支援し、企業における人権尊重の職場づくりとともに学校の教職員と町民が一体となった人権・同和教育を推進する。	
	町民意識調査の実施	人権に関する町民意識調査により、人権に関する正しい理解を深め、また、啓発活動の成果を把握する。	
	「人権尊重の町づくり条例」の周知	学級・講座・社会教育関係団体等を通じて全町民が正しい人権意識を持ち、人権尊重のまちづくりを実現する。	教育委員会事務局 生涯学習室 総務課 人権対策室
	暴力や虐待等に関する相談・支援体制の充実	人権侵害の被害者への相談・支援体制の充実により、暴力や虐待などを防止する。	保健福祉課 福祉対策室
7-1-2　男女共同参画社会の推進			
継続	男女共同参画推進事業	計画に基づき、男女がお互いの人権を尊重しつつ、ともに喜びも責任も分かち合いながら、その個性と能力を充分に発揮しあい、皆がいきいき暮らせる男女共同参画社会づくりを推進する。	総務課 総務管理室 教育委員会事務局 生涯学習室
	エンパワーメントの向上に関する学習機会の提供	女性の積極性や能力開発（エンパワーメント）の機会を増やし、また、ネットワークを広げ、多様な能力を身につけ、あらゆる場面で男女が参画できる社会を構築する。	教育委員会事務局 生涯学習室
	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	町民、事業者、地域への啓発により、仕事と生活の調和を実現する。	産業課 観光商工室
	女性の登用促進事業	審議会等において女性の積極的な登用を進め、男女共同参画社会の実現に寄与する。	全課

施策 7-2　地域間交流・国際交流の推進

【現状・課題】

○小学生の国内派遣については、交流先とのバランスを考慮しながら、派遣人数の設定を検討する必要があります。

○国際交流員（CIR）による町内各施設への訪問回数が減少傾向にあります。

○新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、令和２年度は、レッドウイング市からの親善団受入れや「きなはいや伊方まつり」を通じた青少年交流事業も中止となりました。

【主要事業】

事業名		事業の主な内容・効果	担当部署
7-2-1　交流活動の拡充			
継続	伊方町小学生国内派遣事業	姉妹町村を締結する北海道泊村への小学生派遣による文化、人的交流等を通じて、まちの将来の発展及び幅広い見識や行動力のある人材（人財）を育成する。	教育委員会事務局 生涯学習室
	青少年交流事業	「きなはいや伊方まつり」に合わせて北海道泊村から派遣される「子ども親善大使」と町内の小学生との文化、人的交流等を通じて、まちの将来の発展及び幅広い見識や行動力ある人材（人財）を育成する。	
7-2-2　国際交流の推進			
継続	国際交流員（CIR）招致事業	米国から国際交流員（CIR）を招致し、町内の保育所や小・中学校への英語指導、地域イベントへの参加などを通じて、町民の国際感覚の養成を支援する。	教育委員会事務局 生涯学習室
	国際交流協会の活動促進	レッドウイング市（米国）など外国との国際交流事業や地域に住む外国の方との交流事業を通じて、子どもからお年寄りまでがまちを見つめ直すことで、ふるさとづくり、人づくりにつなげる。	

施策 7-3　協働のまちづくりの推進

【現状・課題】

○地域の主体性と自立性にとって、町民の多様な活動は重要な要素であり、10代をはじめとする若い世代の地域活動やボランティア活動に関する高い参加意欲は本町の大きな財産です。人口減少や少子高齢化が進むなか、地域の力を活かす協働体制の強化がますます重要となってきます。そのため、様々な地域活動の拡充、町内外との交流活動の活性化、地域意見の反映などに一層取り組み、町民の町政参画や地域活動への意欲を維持・向上していくことが必要です。

○町民アンケート調査では、町政への参加意識について、住民と行政が協力し一体となってまちづくりを進めていくという回答が高いため、町政の情報提供により、まちづくりの推進への参加を促していくことが求められています。

○まちづくりの基盤となる行財政運営では、地方交付税の合併特例等は段階的に縮減となり、公共施設・社会インフラ維持管理費用の増大などによる歳出超過に陥ることのないよう、堅実な財政運営が求められます。

○新たな財源確保とともに、これまで以上に経費縮減と投資の重点化によるメリハリのある行財政運営が必要です。

【主要事業】

事業名		事業の主な内容・効果	担当部署
7-3-1　自治活動の活性化			
継続	町民の自治意識の啓発	自治公民館活動などを通じて、個人や地域で身近な問題を解決し、自主的なまちづくりを図る。	教育委員会事務局 中央公民館
	町民の自治活動への支援	自治会、NPO、まちづくり団体などへの活動支援・人材（人財）育成のほか、地域への行政事業の委託や自治事業費の助成などを通じて、地域の自治活動の活性化を図る。	教育委員会事務局 中央公民館 総合政策課 まちづくり戦略室
	集落機能強化事業	集落の魅力や課題を見つめ直し、独自の計画策定を推進することで、集落の活性化や担い手の確保を図るとともに、集落機能が低下する恐れのある集落については、近隣集落との事業連携を推進する。	総合政策課 まちづくり戦略室
7-3-2　町民参画の推進			
継続	情報公開・広報広聴事業	広報誌やホームページ、SNS を活用し、積極的に町の情報を発信することにより、町民の行財政への理解を高める。	総合政策課 政策秘書室
	地域意見の反映	区長会や地区担当連絡員の設置により、各地区の要望等を行財政運営に積極的に反映することができる。また、町の施設に「行政サービス改善に関する提言」をいただく手段の設置を行うことで、町民等からの意見を直接拾い上げることも可能となる。	
	町民参画の促進	各種審議会や委員会等に公募制の導入、政策協議や行政事業評価への町民参画の促進などを通じて、各種計画の策定段階から町民意向を積極的に反映する。	全課
新規	新伊方町誌の編集	新伊方町誌の編集を行うことにより、町政の史実的な記録を残すことに資する。	総合政策課 政策秘書室

事業名		事業の主な内容・効果	担当部署
7-3-3　簡素で効率的な行政の推進			
継続	行政職員の技能向上	職員の政策立案能力・職務遂行能力の向上により、町民サービスの向上を図る。	総務課 総務管理室
	組織・機構の見直し	事務事業の迅速かつ的確化により、町民サービスの向上を図る。	
	人事管理システムの構築	町民サービス向上のため、最小の経費で最大の効果をあげる行政体制を確立する。	
	広域行政（一部事務組合等）の再構築及び推進	機能的な組織運営と効果的な行政運営を図る。	
	行政情報システム整備・維持管理事業	町民サービスの一層の向上と業務の効率化を図る。	総務課 行政情報化推進室
	民間活力の導入	事業アイデアや町内企業の人材を地域に呼び込み、課題解決型の事業展開を支援する。町の事業全般にわたって民間委託等を積極かつ計画的に推進し、事務の効率化・コスト削減を図る。	全課
7-3-4　計画的な財政運営			
継続	町有財産の固定資産台帳整備事業	公会計制度導入に伴い、国の基準による正確な固定資産台帳の整備を図る。	会計室
	財政の健全化	合併効果を最大限に活かし、重点的な財政投資、経費の合理化・適正化を図る。	総合政策課 財政管理室
	遊休公有地の利活用	町内に点在する遊休公有地（町有財産）の有効活用により、町民の利便性向上や地域振興等を図る。	総合政策課 まちづくり戦略室

資　　料　　編

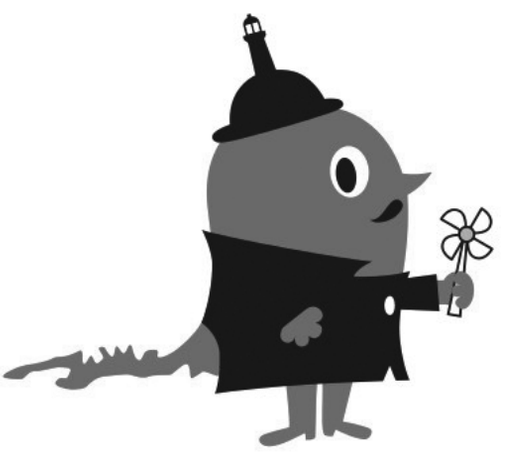

1　伊方町総合計画策定条例

○伊方町総合計画策定条例

平成 27 年 3 月 20 日
条例第 16 号

（趣旨）

第 1 条　この条例は、伊方町総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）　総合計画　本町のまちづくりの指針となるもので、基本構想、基本計画及び実施計画から成るものをいう。

（2）基本構想　本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想をいう。

（3）基本計画　基本構想を実現するための施策の内容を体系的に示す計画をいう。

（4）実施計画　基本計画で定めた施策を推進する事業を示す計画をいう。

（伊方町総合計画審議会への諮問）

第 3 条　町長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ伊方町総合計画審議会条例（平成 27 年伊方町条例第 17 号）第 1 条に規定する伊方町総合計画審議会に諮問するものとする。

（議会の議決）

第 4 条　町長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。

（基本計画及び実施計画の策定）

第 5 条　町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

（総合計画の公表）

第 6 条　町長は、基本構想を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（委任）

第 7 条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

2　伊方町総合計画審議会条例

○伊方町総合計画審議会条例

平成 27 年３月 20 日
条例第 17 号

（設置）
第１条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４第３項の規定に基づく町長の付属機関として、伊方町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（所掌事項）
第２条　審議会は、次に掲げる事項を所掌する。
（１）伊方町総合計画における基本構想及び基本計画の策定、見直し及び評価に関すること。
（２）その他総合計画に関し、町長が必要と認める事項
（組織）
第３条　審議会は、委員 12 人以内をもって組織する。
２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。
（１）識見を有する者
（２）町内の区域内の公共的団体等の役員
（３）その他町長が適当と認める者
（任期）
第４条　委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第５条　審議会に会長及び副会長各１人を置く。
２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。
３　会長は審議会を代表し、会務を総理する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　審議会は、必要に応じ、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初に招集する審議会は、町長が招集する。
２　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取）

第７条　会長が必要と認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（幹事）

第８条　審議会に幹事を置き、町職員のうちから若干人を町長が任命する。

２　幹事は、審議会の所掌事項について委員を補佐する。

（庶務）

第９条　審議会の庶務は、伊方町総合計画担当課において処理する。

（委任）

第 10 条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この条例は、平成 27 年４月１日から施行する。

3　諮問・答申

【諮問】

伊総政第 45 号
令和２年 10 月６日

伊方町総合計画審議会会長　様

伊方町長　高　門　清　彦
（公　印　省　略）

伊方町第２次総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

伊方町総合計画後期基本計画を策定するにあたり、伊方町総合計画審議会条例（平成 27 年条例第 17 号）第２条の規定により、伊方町第２次総合計画後期基本計画について、貴会に諮問します。

〔諮問理由〕

本町では、平成 28 年度から令和２年度までを計画期間とする「伊方町第２次総合計画前期基本計画」に基づき、『よろこびの風薫るまち　伊方～みんなが選ぶ佐田岬、しあわせ感じる佐田岬』を将来像としたまちづくりを進めてきました。

こうした状況の中、地方分権の推進による地方自治体の自主性、自立性の確保など、さまざまな変化に的確に対応する必要があり、令和２年度をもって終了する現基本計画に代わる、更なる飛躍のための「伊方町第２次総合計画後期基本計画」の策定に関し、伊方町総合計画審議会に諮問し、意見を求めるものです。

【答申】

令和３年１月 27 日

伊方町長　高　門　清　彦　様

伊方町総合計画審議会
会長　阿　部　勇　二

伊方町第２次総合計画後期基本計画について（答申）

令和２年 10 月６日付け伊総政第 45 号で諮問されました、「伊方町総合計画後期基本計画」について、本審議会で慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり原案を作成し答申します。

4　伊方町総合計画審議会　委員名簿

（敬称略）

分野		氏名	備考
識見を有する者	保健・医療・福祉	宇都宮　久記	
	教育・文化	藤川　美喜	副会長
	産業振興（農業）	亀井　元起	
	産業振興（漁業）	阿部　勇二	会　長
	子育て支援	山本　昌美	
公共的団体等の役員	区長会	木下　強	
	民生児童委員協議会	二宮　幸代	
	民生児童委員協議会	泉　裕重	
	老人クラブ連合会	濵口　市作	
	女性団体連絡会	中田　八千代	
	商工会	井上　喜樹	
	ＮＰＯツーリズム協会	宇都宮　圭	

5 伊方町第２次総合計画後期基本計画　策定経過

（敬称略）

年月日		会議等	議題等
令和２年	７月20日 ～８月11日	伊方町後期基本計画まちづくりに関するアンケート調査	
	10月　８日	第１回伊方町職員研修	
	10月21日	町長インタビュー	伊方町長　高門清彦
	10月21日	教育長インタビュー	伊方町教育委員会 教育長　中井雄治
	11月　４日	第１回伊方町総合計画審議会	・伊方町第２次総合計画後期基本計画の策定について ・アンケート調査の結果について ・今後のスケジュールについて
	11月　６日	第２回伊方町職員研修	
	11月21日	次世代につなげるまちづくり　みらいづくりワークショップ	
令和３年	１月26日	第２回伊方町総合計画審議会	・伊方町第２次総合計画後期基本計画素案について
	１月27日	答申	
	１月29日 ～２月　８日	パブリックコメント	
	３月16日	伊方町議会	・伊方町第２次総合計画後期基本計画の決定

令和３年３月
発行：愛媛県伊方町
編集：伊方町総合政策課
〒 796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1
ＴＥＬ：0894-38-0211
ＦＡＸ：0894-38-1373
https:// www.town.ikata.ehime.jp/